

1. 会合名	公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ（第12回）（書面）
2. 日時	2020年5月19日（火）
3. 議案	（審議事項） 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について
4. 主な内容	（審議事項） 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について 本協会では、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化（以下「一般債等T+2化」という。）について検討を行い、2019年3月に一般債等T+2化の実施予定日を2020年7月13日とする旨を公表したところである。 上記公表時において、一般債等T+2化の実施予定日における実施の可否については、「今後のアンケート結果等を踏まえて、2020年5月頃を目途に公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループにおいて決定」とされていたことから、先般、本ワーキング委員に対してアンケートを実施したところ、当初予定どおりの実施日とすることで問題ないことが確認できたため、改めて本ワーキングの書面開催により2020年7月13日を一般債等T+2化の実施日に決定することについて審議した結果、全委員の賛成により了承された。 なお、本件については、公社債分科会、株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ及び証券受渡・決済制度改革懇談会に報告のうえ、速やかに公表する予定である。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-6665-6771）